実務経験で登録申請する場合

◎福井県で申請出来る方

**○宅地建物取引士試験を福井県で受験して合格した方**

合格証書に「福井県知事の委任に係る」と記載されています。

**○宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある方**

　　　　　実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けてある「従業員名簿」に氏名等が載っている事。このとき、実務経験として算入できる業務内容は、免許を受けた**宅地建物取引業者としての業務または宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等具体の取引に関する業務を言います。**

　　　　　また、受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は実務経験とみなされません。

◎提出書類（下記①～⑩）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 注意事項 | ﾁｴｯｸ欄 |
| ①登録申請書 | 様式第五号　記入例を参照してください。 |  |
| ②誓約書 | 様式第六号 |  |
| ③身分証明書 | 本籍地の市区町村で発行されます。**（戸籍抄本、運転免許証等ではありません）**※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ④登記されていないことの証明書 | 全国の法務局・地方法務局（本局）で発行されます。「成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明」が必要です。※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ⑤住民票 | 本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。※発行日から3か月以内であることが必要です。 |  |
| ⑥合格証書 | 原本（提示用）とコピー（提出用）の両方が必要です。**※「福井県知事の委任に係る」と記載されている合格証書が必要です。**※合格証書と氏名に変更があった場合には、旧姓・新姓のつながりが確認できる戸籍抄本も必要です。 |  |
| 1. 顔写真
 | ①の申請書に貼ってください |  |
| ⑧実務経験証明書 | 様式第五号の二**※宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に****2年以上必要です。**※証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明する必要があります。 |  |
| ⑨従業者証明書 | ※現在、宅建業者に勤務し、宅建業に従事している方のみ※両面をコピーしたものを提出してください。 |  |
| ⑩手数料 | 37,000円を下記(1)・(2)のいずれかの方法で納付ください。(1)福井県収入証紙（収入印紙ではありません）による納付→①の申請書に貼ってください。(2)手数料納付システムによる納付→県HPの「7.手数料納付システムの利用について」をご確認ください。 |  |